

第六十五回帝國議會
衆議院

請願委員第一分科(内閣、大藏省所管及他ノ分科ニ屬セサル事項)會議錄(速記)第一回

會議

昭和九年二月五日(月曜日)午前十時四十分
開議

出席委員左ノ如シ

主査 野方 次郎君

岡田伊太郎君 宮澤 清作君

保良淺之助君 山田 佐一君

葉梨新五郎君 中村不二男君

田中祐四郎君

兼務

崎山 嗣朝君 近藤壽市郎君

菅野善右衛門君 川淵 洽馬君

百瀬 渡君 小池 四郎君

中川 觀秀君 江藤源九郎君

山下 谷次君

委員長 宮川 一貫君

同日第三分科所屬員江藤源九郎君及第四分科所屬員山下谷次君ハ孰レモ本分科兼務ト爲リタリ

出席政府委員左ノ如シ

法制局參事官 樋貝 詮三君

大藏書記官 石渡莊太郎君

陸軍少將 山岡 重厚君

主査ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

議員武知 勇記君 同 杉本國太郎君

同 戸井 嘉作君 同 池田 敬八君

同 楠 基道君 同 荒川 五郎君

同 三上 英雄君 同 栗原彦三郎君

同 丸山 浪彌君 同 加藤久米四郎君

同 畑 桃作君 同 岡田 忠彦君

同 藤井 達也君

大藏書記官 飯田九州雄君

大藏書記官 西村淳一郎君

本日ノ會議ニ上リタル請願左ノ如シ

一金鷄勳章年金令改正ニ關スル件(第一號)

二 金鷄勳章被奪者恩給失格者復權ニ關スル件(第二三三號)

三 殊勳者待遇改善ニ關スル件(第二號、第三七號乃至第三九號)

四 戰公傷病死者並傷痍軍人遺族優遇其ノ他ニ關スル件(第一二七號、第一六一號、第一七三號乃至第一七七號、第二九一號、第三四四號)

五 戰公傷病死者並傷痍軍人遺族扶助料ニ關スル件(第二七三號乃至第二八〇號、第二八六號乃至第二九〇號)

六 軍人恩給法制定ニ關スル件(第一二二號、第一六八號乃至第一七二號、第二三五號、第二七一號、第二七二號、第二九二號、第三四三號)

七 必需物資貯藏ニ關スル法律制定ノ件(第一一七號)

八 貴族院佛教各宗派管長議員互選規則制定ノ件(第九八號、第一五一號)

九 貴族院伯子男爵議員選舉規則中改正ノ件(第九九號、第一五三號)

一〇 地久節ヲ奉祝日ト爲スノ件(第一六二號)

一一 萬世一系ノ皇統御太元並肇國ノ紀元ニ關スル件(第二三一號)

一二 國旗祭制定ノ件(第二六二號)

一三 俱知安町ニ稅務署設置ノ件(第二一三號)

一四 濟生會診療機關用地免租ノ件(第一三八號)

一五 家祿賞典祿給與未濟額下附ノ件(第二一七號、第二三三號)

一六 酒類釀造販賣及輸入禁止ノ件(第二六八號)

一七 製油用大豆關稅免除率改正ノ件(第二一四號)

一八 大湊港開港港内保稅地域設置其ノ他ノ件(第二五七號)

一九 八戸港ヲ開港ニ指定ノ件(第二五四號)

〇野方主査 是ヨリ會議ヲ開キマス第一金鷄勳章年金令改正ニ關スル件、文書表第一號ヲ議題ニ供シマス、紹介議員武知勇記君

〇武知勇記君 只今議題ニナリマシタ本件ハ、數次ノ委員會會デ採擇ニナッタモノデアリ、請願文書表ニ請願ノ要旨ハ記載サレテアリマスカラ、御覽ノ上何卒御採擇アラシコトヲ願ヒマス、尙ホ此際主査ニ御願シタイノデアリマスガ、本件ニ關係シテ軍務當局ニ質問シタイコトガアリマスカラ、御許ヲ得タイト思ヒマス

〇野方主査 承知シマシタ、只今呼ビニ參リマス

〇武知勇記君 此際軍務局長ニ御尋致シマスガ、只今議題ニナッテ居リマスノハ、金鷄勳章年金令改正ニ關スル請願デアリマス、此請願ノ要旨ハ毎年委員會會デ説明ヲシテ居リマスルカラ御承知デアリマセウガ、明治二十三年ニ制定セラレタ後、他ノ文武

官ノ恩給等ハ屢、増額セラレテ居リマスル
ガ、金鵄勳章年金ノミハ時勢ニ順應シタル
増額改正ガナク今日ニ及ンデ居リマス、所
ガ政府ノ御意見トシテ、恩給ハ生活ヲ保障
スル爲メノモノデ、金鵄勳章ノ年金ハ褒賞
デアルカラ、恩給トハ趣旨ヲ異ニスルト云
フノデ、格別深キ關心ヲ有タレテ居ラナイ
ヤウデアリマス、明治二十三年ニ制定セラ
レタ當時、功七級ニ對シ百圓ノ年金ヲ下サ
レタト云フコトハ、當時トシテハ實ニ有難
イ金デアッテ、制定ノ趣意ハ殊勳者ガ食フニ
困ルヤウナコトガアッテハナラヌ、國家ニ
非常ナ功績ノアッタ者ガ、唯金鵄勳章ダケ
賞タト云フノデハイカヌカラ、年金ヲ附與
シテ食フニ困ラナイヤウニト云フノデ、金
鵄勳章年金令ガ制定セラレタヤウニ思ヒマ
ス、其後コ、四五年前デアッタト思ヒマスガ、
五級以下ニ對シ五十圓宛増額セラレ、百圓ヲ
百五十圓ニセラレタ、既ニサウ云フ増額セラ
レタ事實ガアルノデアリマスルカラ、今日ノ
時勢ニ適スルヤウニ、モウ少シ是等殊勳者
ヲ優遇スルヤウニ、此年金令改正ニ對シテ
何トカ御同情アル御考慮ヲ煩ハシタイト思
ヒマス、之ニ對スル當局ノ御意見ヲ伺ヒタ
イト思ヒマス

○山岡政府委員 今武知君カラノ御尤ナル

御尋デゴザイマスガ、是ハ確ニ日露戰役當
時ニ戴キマシタ功七級邊リノ年金額ト云フ
モノハ、當時ハ私モ田舎ニ居リマシタガ、
相當ナ優遇ヲサレタモノデアリマス、所ガ
其後段々外ノ方ノ俸給或ハ收入ガ殖エマ
シタ關係カラ、其功ニ報ユルダケノ待遇及
地位ヲ保テ行クコトガ困難ダト云フコト
ヲ聞イテ居リマス、國軍ノ士氣ノ上カラ言
ヒマシテ、是ハ非常ナ重大ナ問題デアリマ
シテ、是ト戰傷者、戰死者邊リノ優遇ト云
フコト、ハ、大ナル關係ノアルモノデアリ
マシテ、御尤ナ御尋ト思ッテ居リマス、陸軍
トシマシテモ其待遇ニ付テハ研究ハ致シテ、
居リマスガ、唯物質的ダケニ金ヲ上ゲレバ
殊勳者ガ立ッテ行ケルカト云フコトモ、一應
考ヘテ見ナケレバナラヌコトデアリマシテ、
殊勳者ニモウ少シ精神的、地位的ノ待遇ヲモ
與ヘナケレバナラヌト云フコトモ、併セテ
研究中デアリマス

○武知勇記君 御同情アル御答辯ヲ受ケマ
シテ有難ウゴザイマス、私ハ斯ウ云フ請願
ノ紹介ヲ致シマスコトヲ光榮トスルノデア
リマスガ、昨年來特ニサウ云フ氣持ヲ有ッ
テ來タノデアリマス、爆彈三勇士ノアノ功
績ヲ承リマシタ時ニハ、殆ド感涙ニ咽ン
デ、私共ハ軍人精神ノ發露トシテ絶讃ノ辭

ヲ奉タモノデアリマスガ、其後滿洲ニ參リ
マシテ日露戰爭當時ノ勇士ノ奮戰ノ狀態ヲ
見マシテモ、アノ當時ノ勇士ノ働ト云フモノ
ハ、爆彈三勇士ニ劣ルモノガナカッタノ
デヤナイイカ知ラント云フヤウニ、非常ニ私
感心シタコトガアルノデアリマス、ソレ德斯
ウ云フ金鵄勳章年金令ノ改正ヲ請願スル多
クノ人ハ、主トシテ日露戰爭當時ノ勇士デ
アリマス、其勇士ノ請願デアリマスルカラ、
私喜ンデ斯ウヤッテ紹介ヲ致シテ居ルノデ
アリマスガ、其心念ヲ申上ゲテ置キタイト
思ヒマス

一昨年ノ春ダッタト思ヒマスルガ、滿洲ニ
參リマシタ歸リニ旅順港ニ寄リマシテ、ア
ノ白玉山ノ納骨堂ニ參リマシタ時ニ、白玉
山カラ見マスト、右手ニ東鵄冠ガアル、左
ニ二〇三高地ガアル、遠ク望臺ニ至ルマデ、
何レモ勇士奮戰ノ地デアッテ、私共ノヤウナ
素人ガ見マシテモ、其地形ハドンナ精銳ヲ
以テシテモ、行ケバ必ズ死ヌニ相場ガ極デ
居ル、進メバ戰死スルコトニ極デ居ル、難
攻不落ノ陣形デアリマスガ故ニ、當時旅
順砲臺戰ニ參畫シタ勇士ハ、何レモ國家ノ
爲ニ、所謂爆彈三勇士ノ氣持ヲ以テ突進シ
タノデアリマス、二万七千七百餘ノ人々ト
云フモノハ、爆彈三勇士デアッタト信ジテ居

ル、生キ殘ッテ足ヲ痛メ、或ハ頭ヲ傷付キ、
不具癱疾ノ身ニナッテ金鵄勳章ヲ貰ッタ人
ハ、主トシテ功七級勳八等デアッタト思フノ
デアリマス、爆彈三勇士ハ非常ニ破格ナル
恩典ニ浴シテ居リマスガ、ソレニ劣ラヌ働
ヲシタ勇士ガ、二十三年當時ノ百圓デアッ
タナラ、是デモ食ヘル位ノモノデアッテ、巡査
ガ三圓カ五圓位ノ月給ノ時代デアアルカラ宜
イガ、今百圓、百五十圓頂戴シテモ、食フ
ニ困ラシテハナラヌト云フ制定ノ當時ノ根
本御趣旨ニ、今日ノ金デハ副フコトガ出
來ナイノデアリマスカラ、御話ノヤウニ精
神的ナ優遇モ固ヨリ必要ナコトデアリマス
ガ、物質方面ニ對シマシテモ、特ニ此時局
ニ鑑ミマシテ、十二分ニ御考慮アランコト
ヲ切望致シマシテ、私ノ質問ハ是デ打切り
マス

○岡田委員 本件ハ既ニ十數回ノ請願デア
リマシテ、其都度審議採擇セラレテ居ルノデ
アリマスカラ、本件ハ採擇ト決スルノデア
リマスルガ、只今陸軍當局ノ御話ノ中ニ、
物質モサウデアアルガ、又其精神的ノ待遇ニ
於テ、十分ノ優遇ノ途ヲ講ジテ居ルノデア
ルト云フ御話デアリマシタガ、既ニ此金鵄
勳章ノ下賜者ニ對スル優遇ノ途ニ付キマ
シテハ、屢、當局ノ意向ヲ伺フ所ニ依リマ

スト、之ニ對スル年金ノコトハ附隨シタモノデアッテ、精神的ニ國家ハ十分ノ之ニ對スル好遇ヲシテ居ルノデアルカラ、普通ノ恩給、年金トハ全ク其心持ガ違フノデアルト云フコトノ意向モ有シテ居ラレタノデアリマス、一回ハ既ニ適當ナリトシテ改正ヲセラレタノデアルガ、尙ホ次デ是非一段ノ年金ノ上ニ増額ヲ望ムト云フ此請願デアルノデアリマスカラ、政府モ隨分永イ間ノ請願ニナッテ居ルノデアリマスカラ、適當ト認メラル、所ニ於テ、何トカ實現ノ運ビニ至ルヤウニ御考慮アッテ然ルベキコト、考ヘルノデアリマス、此請願ガ十數回モ出テ居ルト云フコトヲ以テ、既ニ所謂請願者ノ意見ヲ申達スルコトハ十分デアルト思ヒマスカラ、ドウカ若シ現在ノ狀態ガ適當デアルトノ御考デモ定ッタナラバ、其點ヲ明ニセラレ、サウデナカッタナラバ何カはバカリデヤナク、改正ノ機會モ近キ内ニアルト考ヘマシガ、其時分ニハ是非實現スルヤウニ御考慮願ヒタイト思ヒマス、採擇シタイト思ヒマス

○山岡政府委員 度々此事ハ伺ヒマシテ、今マデ研究ヲ進メ、物質的ニモ、精神的ニモ優遇ヲシテヤリタイ——實ヲ言ヘバ餘命幾何モナイノデアリマス、實際大キナ

眼カラ見マシタナラバ、其者ヲ優遇スルト云フコトガ國家ノ、又精神道義上カラ言ウテモ、非常ニ重大ナ價值ノアルコトデアリマシテ、是非ヤッテヤリタイト思ッテ居ルノデアリマス、併シ唯之ヲ勳章年金ヲ殖ヤシ、或ハ本人ノ待遇ヲ増スト云フダケデナシニ、ヤハリ郷里ニ居リマシテモ、何時モ皆様カラ其人間ヲ殊勳者トシテ、如何ナル時ニデモ優遇シ、可愛ガッテ戴キタイト云フ私等ノ希望ガアルノデアリマス、ソレハ或時ニ特別ナ殊遇ヲ受ケテ東京ニ出テ來ルトカ、或ハ汽車ノ乗車證ヲ只貰フトカ、若クハ年金ガ五十圓殖エタト云フコトヨリモ、其村ニ於ケル所ノ地位ノアル人カラ非常ニ尊重セラレ、又本人モ認メラレト云フコトガドレダケノ強味カ分ラヌト思フノデアリマス、此點ニ於テハ今マデ私共田舎ニ居リマシタ時モ間々見受ケル所ガアッタノデアリマス、ドウカ皆様ノ力ニ依リマシテ、此殊勳者ヲ國家永遠ノ爲ニ能ク盛立テ、或ハ又脱線スル者モアリマセウカラ、ソレヲセヌヤウニ指導シテ行クト云フコトガ、其郷里ノ根柢ノ教育ダラウト思フノデアリマス、獨逸ハ戰後ニ發表シタ中ニ他ニ何モ戰ニ負ケテ惜シイコトハナカッタガ、唯勇敢ナル獨逸ノ戰士ノ血ヲ失ッタト云フコトガ、

一番惜シイノダト云フコトヲ發表シテ居ッタコトガアリマス、是ハ大正十年頃デアリマシタ、其勇敢ナル戰士ノ血ト云フモノガ國ノ守リデアリマス、ソレハ郷里ニ於テモ皆カラ能ク指導シ、又盛立テ、行クヤウニシテ戴クコトガ、優遇ノ又大ナルモノダト信ジテ居リマスカラ、一言此處申上ゲテ置キマス

○野方主査 岡田君ノ御意見ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○野方主査 然ラバ採擇ト決シマシタ

○野方主査 次ニ日程第二、金鷄勳章被奪者恩給失格者復權ニ關スル件、文書表第二百三十二號、紹介議員安藤正純君ガマダ御見エニナッテ居リマセヌカラ、ドナタカ代ッテ御説明願ヒマス

○岡田委員 本請願ハ矢張金鷄勳章ニ主トシテ關係ノアル請願デアリマス、是ハ他ニモ尙ホ金鷄勳章ニ關スル請願ガアリマスルガ、本請願ハ特ニ失格竝ニ何カノ事故ニ依ッテ此恩典ヲ褫奪セラレタ者等ガ、今回ノ國家最大ノ喜デアル所ノ殿下御降誕ニ際シ、慶祝申上ゲテ居ル時ニ、矢張是等ノ者モ御鴻恩ニ浴シテ復活セシメラレタイト云フ特殊ノ請願デアリマスルガ、政府當局モ居ラ

レルコトデアルカラ、一應ハ之ニ對スル御所見ヲ伺ヒタイガ、紹介議員ガ居リマシテ適當ナ紹介ノ後ニ決定シタイト思フノデアリマス、或ハ政府當局ハ紹介議員ノ紹介ノ意思ヲ聽イテ、而シテ本請願ニ對スル意向ヲ明ニシタイト云フ御希望ガアルカモ知レマセヌカラ政府當局ニ御諮リ下サッテ、此場合若シ意向ノ御發表ガ適當ナリト思フナラバ、直チニ之ヲ承テ宜シイと思ヒマス

○岡田委員 後廻シニ願ヒマセウ

○野方主査 後廻シニ致シマス

○野方主査 日程第三、殊勳者待遇改善ニ關スル件、文書表第二號、紹介議員松永東君デアリマス

○岡田委員 紹介議員ガ居ラヌケレバ政府ノ御意見ヲ……

○樋貝政府委員 本案モ年々請願ニ出テ参リマスノデ、政府デモ年々略々同ジヤウナ意見ヲ申上ゲテ居リマス、併シ紹介議員ガオ出デニナリマシテ、或ハ之ニ新タナル意味ガ加ハルカモ存ジマセヌカラ、是モ紹介議員ノオ出デニナリマシテカラニ致シタ方

ガ宜シカラウト思ヒマス

○岡田委員 本案ハ一號ニ殆下内容ハ同じデアリマシテ、殊勳者待遇改善ニ關スル件ト云フ、表題ガ違フノデアリマスガ、内容ニ於テハ年金等ノ改正ヲ願ヒ、或ハ特殊ノ殊勳者ノ待遇ヲ厚クシテ戴キタイト云フ趣意デアリマスカラ、採擇致シテ置イテ宜シイト思ヒマス、採擇願ヒマス

○野方主査 岡田委員ノ御意見ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野方主査 採擇致シマス

○野方主査 次ニ日程第四、戦公傷病死者並傷痍軍人遺族優遇其ノ他ニ關スル件、文書表第二百二十七號、紹介議員戸井嘉作君、戦公傷病死者並傷痍軍人遺族扶助料ニ關スル件、文書表第二百七十三號、紹介議員箸本太吉君、以上同一ノ件デアリマスカラ一括議題ニ供スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野方主査 此紹介議員オ二人共御見ヘニナラヌヤウデアリマスガ……

○杉本國太郎君 本案ニ對シマシテハ曩ニ數回請願シ採擇ニナッテ居リマス、其趣旨ハ戸井嘉作君ノ紹介致シテ居リマス所ノ、百二十七號ノ要旨ト何等異所ハアリマセヌ、

本案ニ對シマシテドウゾ御採擇アランコトヲ希望致シマス

○岡田委員 本件ハ百二十七號、二百七十三號共ニ前議會ニ於キマシテ審議ノ結果、採擇ヲ致シタモノデアリマスガ、内容ニ付キマシテハ色々ノ項目ガ分ケテアリマスケレドモ、要ハ傷痍軍人ノ遺族ヲ優遇スルコトガ主眼トナッテ居リマシテ、又傷痍軍人デモ生活上ニ差迫ッタ者モアルカラ、ソレモ共ニ適當ナ待遇ノ途ヲ進メラレンコトヲ望ムト云フノデアリマス、只今國家非常ノ秋デアリマシテ、殊ニ勇士ノ本人及其遺族家族等ニ對スル優遇ノ途デアリマスカラ、國家ハ適當ニ待遇ヲ厚クシテ行クベキモノト考ヘル、二件共直ニ採擇致シタイト思ヒマス

○樋貝政府委員 本件ニ付キマシテハ、政府ト致シマシテモ非常ニ同情致シテ居リマスノデ、此請願ノ中ニ表ハレテ居リマスルモノノニ付キマシテハ、目下研究ヲ進メテ居ルヤウナモノモアリマス、請願通りニ總テガ參ルトモ必シモ申上ゲラレマセヌケレドモ斯ウ云フ請願ノ趣旨デアルト云フコトニ付キマシテハ、十分ニ考慮ヲ拂ヒマシテ研究シテ參リタイト思ヒマス

○野方主査 岡田君ノ御意見ニ御異議ゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野方主査 御異議ナシト認メテ、採擇ニ決シマシタ

○野方主査 日程第六軍人恩給法制定ニ關スル件、第二百二十八號、第六百六十八號乃至第七百七十二號、第二百三十五號、第二百七十一號、第二百七十二號、第二百九十二號、第三百四十三號、紹介議員ハ戸井嘉作君デアリマスガ……

○杉本國太郎君 是等ノ請願ノ要旨ハ第二百二十八號紹介サレテ居ル要旨ト同じデ、是ハ曩ニ議會ニ於カレマシテモ御採擇ニナッタモノデアリマスルカラ、本案ノ一日モ早ク請願ノ趣旨ヲ達成セシメラレンコトヲ希望致シマシテ、御採擇アランコトヲ望ミマス

○岡田委員 本請願ハ件數ガ多數アルノデアリマスルガ、矢張軍人ノ恩給ニ關シタ請願デ、前ニ決定サレタモノト略、關聯シテ居ル所モ大分アルノデアリマスルガ、一體軍人恩給ト云フモノハ普通ノ文官恩給トハ違ヒ、多クノ特異性ヲ有ッテ居ルモノデアアルカラシテ、別ニ恩給法ヲ定メラレタイ、今ノデハ甚ダ不徹底デアルト云フヤウナ意味ノ請願ニナッテ居リマスルガ、軍人ノ恩給法ニ付キマシテハ一般ト同日ニ非ラザルコト申

ス迄モナイガ、此請願ノ趣旨ハ特ニドノ點ヲト云フコトヲ指定シテ居ラヌヤウデアリマス、尙ホ原文書ヲ審カニ致シマセヌガ、政府當局——陸軍ニ於カレマシテモ、或ハ恩給局ニ於キマシテモ、之ニ對スル御調ガアルト思ヒマス、此場合其御意見ヲ伺ッテ決定シタイト思ヒマス、

○江藤委員 本案ニ關聯致シテ居リマスノデ、私カラ一言關聯シタコトヲ申上ゲテ置キタイト思ヒマス、軍人ノ特異性ト云フコトニ付テ一言申上ゲテ置キタイト、一般公務員ト軍人トハ、其職務ノ性質ガ全ク違フノデアリマシテ、言換ヘレバ軍人ヲ長クヤッタ者ハ、殆下世ノ中ニ於テ片輪者ニナッテ使ハレナイヤウナ人間ニナッテ居ルノガ自然デアルト思ヒマス、モウ一ツハ一般文官ガ辭メマスレバ何等國家ニ對シテ普通ノ人民ト變リガナイノデアリマスガ、軍人ハ豫後備ニ於キマシテモ、矢張自己ノ職務ヲ完ウスル爲ニ義務ヲ負ハサレテ居ルノデアリマス、サウ云フ點ガ非常ニ違ヒマスルノミナラズ、恩給ヲ現在受ケテ居リマスル者ノ約六七割ハ軍人デアリマス

恩給額ハ一億四千万圓ト申シマスルガ、其中ノ約一億圓ハ軍人ガ受ケテ居ルノデアリマス、サウ云フ風ニ、軍人ト一般公

務員トハ其性能ニ於テ非常ニ違ヒマスルシ、又恩給ヲ受ケテ居ル者ノ大部分ハ軍人デアリマスルカラ、之ト一般公務員トヲ一緒ニシテシマフト云フコトハ、恩給ト云フモノヲ研究シ、又之ヲ適切ニ行ヒ、又之ヲ監督スルト云フ意味カラモ如何カと思フノデアリマス、サウ云フ意味ニ於テ、特ニ之ヲ一般公務員ノ恩給法ト引離シテ、軍人ノ恩給法ヲ制定セラレタイ、私モ斯ウ云フ意見ヲ以テ本案ニ賛成スル者デアリマス

○**議員政府委員** 恩給ノ如キ性質ヲ有チマスル給與ニアリマシテハ、同ジ基礎事實ガ存スル限りニ於テハ、ソレガ軍人デアルト、其他ノ公務員デアルトヲ問ハズ、總テノ公務員ヲ通ジマシテ、同ジヤウナ給與ヲ爲スノガ公平デアリマス、基礎事實ガ、同ジデアルニモ拘ラズ、或者ニ特ニ厚ク、或者ニハ特ニ薄クト云フヤウナ給與ヲ附シマスルコトハ、非常ニ不公平ナ事デアリマス、國家ハ之ヲ避ケネバナラヌモノデアルト考ヘテ居ル次第デアリマス、此給與ノ公平ト云フコトハ、抽象的ニ申シマスルト、之ヲ規定スル所ノ法律ガ一箇デアルカ、數箇デアルカト云フコトニ依ッテ、區別ガアル筈ガナイノデアリマス、又事實カラ致シマシテ、公平ヲ期スル上カラ申シマスレバ、同一ノ

法律ノ中ニ各種ノ公務員ノ恩給ヲ規定スルコトガ一番便利デアリマス、ト申シマスルノハ之ニ依ッテ色々ノ公務員ニ對スル所ノ給與ヲ一瞥出來、一目瞭然タルヤウニ列ベルコトガ出來マスルノデ、是デ不公平ノナイヤウニ爲シ得ルノデアリマス、要スルニ基礎事實ガ非常ニ違ッテ居ルカドウカ、若シ非常ニ違ッテ居ルニモ拘ラズ、其事實ヲ無視シタヤウナ事ヲスレバ、其處ニ惡イ所ガアル譯デアリマス、之ヲ規定スル所ノ法律ガ一ツデアルカラ、或ハ違ッテ居ルカラト云フノデ以テ、其處ニ差別ガ生ズルモノデハナイノデアリマス、軍人ニ於キマシテハ、他ノ一般文官ト違ヒマシテ特殊ナ基礎事實ガ澤山アリマスノデ、ソレニ應ジマシテ現行恩給法モソレ相當ニ之ヲ顧ミテ居リマス、又軍人デナイ公務員ニ於テモ、特殊ナ事情モアリマス、ソレニ付テモ亦之ヲ顧ミル譯デアリマス、軍人ノ特殊性ト云フコトハ、基礎事實ガ一般文官ナドト違ッテ居ルコトガ、非常ニ多イト云フ點ニ在ルダラウト思ヒマスガ、ソレニ付キマシテハ現行恩給法モ出來ルダケ之ヲ考慮致シテ居ルヤウナ譯デ、今折角統一シテ公平ニナリカケテ

居ル所ノ恩給法ヲ、更ニ分離致シマシテ、恩給法未發達時代ノ狀態ニ戻スト云フコト

ハ、非常ニ考ヘモノデアルト存ジマス、請願ノ御趣旨ハサウデハナクシテ、或ハ軍人ニ特殊ノ事情ガアルカラ、其特殊ノモノヲ十分ニ考慮セヨト云フ意味デハナイカと思ヒマス、サウ云フコトデアリマスナラバ法律ヲ分ケル必要ハナイト思ヒマス、又サウ云フ特殊ノ事情ニ付キマシテハ、絶ヘズソレニ應ズベキ事柄ニ付テ、政府ハ考慮致シテ居ルヤウナ次第デアリマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

現在ノ方針ト幾ラ矛盾ヲ見ル譯ニナルノデアリマスガ、此紹介議員ハ戸井嘉作君デアリ、請願者ハ森田專次郎君外百九十九名デアリマシテ、前號ノ戰公傷病死者並傷病軍人遺族優遇其ノ他ニ關スル件ト同一紹介議員、同一請願者デアリマス、仍テ此場合陸軍當局ノ御意嚮ガ恩給局長ノ御意嚮ト同様デアルトスレバ——此前ノ請願ハ採擇致シマシタガ、本請願ハ政府ニ參考トシテ、近キ將來ニ於テ是等ノ改正ニ付テ、特別ノ會議モ起ルヤウニ仄聞シテ居ルノデアリマスカラ、政府ニ參考送付トスルヨリ仕方ガナイト思ヒマス、此場合陸軍ノ意嚮ヲ御漏シ下サレバ非常ニ便宜ト思ヒマス

○**山岡政府委員** 現行ノ恩給法ハ大正十二年ニ非常ナ困難ガアッタノデアリマスガ、分離シテ居リマシタ所ノモノヲ、統制シテ出來タ恩給法デアリマス、ソレヲ又分離セヨト云フコトニ聞エルノデアリマスガ、ドウモ今其時期ガ適當デナイト思ヒマス、尙ホ現行恩給法ニ於キマシテモ、十分ニ傷病軍人並ニ其遺族ノ特殊性ハ認メラレテ居リマス、尙ホ好クナレバ益、喜ブデアリマセウケレドモ、是モ先程申シマシタ通りモウ一步進メバ、單ニ金ヲ出スコトニ依ッテ遺族ヲ優遇シタト云フ思想ガ段々高マッテ來ル

○**岡田委員** 請願名ハ軍人恩給法制定ニ關スル件トナッテ居リマスガ、主眼トスル所ハ、一般人ノ恩給法ノ中カラ、軍人及準軍人並其遺族ニ關スル法規ヲ分離シテ、別ニ適當ナ恩給法ヲ制定セラレタイト云フノデアリマシテ、只今ノ恩給局長ノ御意嚮ニ依ルト云フト、本請願ヲ直チニ採擇スルト、

第三類第二號 請願委員第一分科會議錄 第一回 昭和九年二月五日

コトモ、注意ヲ要スルコトダト思ヒマス

○岡田委員 本件ニ對スル紹介議員戸井君

ガ出席サレマシタカラ、最早審議ハ盡サレ

テ、説明ガ後ニナツタウナ形デアリマス

ケレドモ、一應紹介議員ノ希望ガアルナラ

バ、此場合御話ニナツタラ如何デスカ

○野方主査 紹介議員戸井君ノ御説明ヲ願

ヒマス

○戸井嘉作君 既ニソレノ御述ニナリ、

又御答辯モ得テ居ル譯デアリマスカラ、私

ハ此程度デ満足致シマス

○岡田委員 十分ノ考慮ヲ拂ハレルコトヲ

希望致シマシテ、政府ニ參考トシテ送付致

シタイト思ヒマス

○野方主査 岡田君ノ參考送付ノ御意見ニ、

御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野方主査 ソレデハ參考送付ト決シマス

○野方主査 日程第七必需物資貯藏ニ關ス

ル法律制定ノ件、文書表第百十七號ヲ議題

ニ供シマス——紹介議員池田敬八君

○池田敬八君 此請願ハ請願書デ大體明カ

デアリマスケレドモ、一應趣旨ヲ申上ゲテ

見タイト思ヒマス、即チ國家永遠ノ獨立ト

國民生活ノ絶對安定トヲ期スルニハ、必需

物資ノ貯藏ヲ必要ト致シマス、是ハ平時ニ

於テモサウデアリマスルガ、殊ニ一朝國家

ニ事ノ有ツ場合ニハ、貯藏品ガ十分デナケ

レバ之ニ應ジテ國民生活ノ安定ヲ期スルコ

トガ出來ナイコトハ明カデアリマス、例ヘ

バ天災地變ノ場合デモ、或ハ戰爭ノ場合デ

モ、其備ヘガアテ初メテ國ガ大丈夫トナ

ル譯デアリマス、即チ天災地變ノ場合ニモ

急ニ應ジテ國民ヲ救済スルコトガ出來ル

シ、又戰爭ノ場合デモ之ニ依ツテ補フコトガ

出來ル、若シ其用意ガナイ時ニハ反對ノ現象

ヲ現ハスコトハ申ス迄モナイコトデアリマ

ス、故ニ此請願ノ目的ハ、五箇年間ニ互ル

國民生活ニ要スル必需品ヲ目標トシテ、貯

藏スルコトニシタイ云フ趣旨デアリマス、

ドウカ御審議ノ上御採擇アランコトヲ希望

致シマス

○岡田委員 政府當局ガ居ラレマセヌガ、

政府ガ是等ニ對シドノ程度ノ關心ヲ有シテ

居ラル、カラ、先以テ聽カネバナラスト思

ヒマス、相當是ハ重大ナル關係ヲ持ッテ居ル

請願デアリマシテ、玆ニ國民生活ノ安定ト

云フコトガアリ、又只今紹介議員ノ御言葉

ノ中ニ、五年間ノ必需品ノ貯ヲ致シテ置キタ

イト云フコトデアリマス、サウ云フ必要ノ

アルモノモアラウト思フ、併シ差當リ最モ

吾々ノ生活ニ重大ナ關係ヲ有ッテ居リマス

ノハ先ヅ米デアリマス、米ハ諸君ノ御承知

ノ通りノ現在需給關係ヲ有ッテ居リマシテ、

約一箇年ト何箇月ダケノ貯ヲ持ッテ居ルダ

ケデス、既ニ此數量ノ過剩ヲ訴ヘテ、之ガ對

策ニハ今ヤ政府モ多大ノ心配ヲシテ居ルヤ

ウナ朝野ノ重大問題デアリマスガ、若シ之

ヲ五箇年間貯藏スルト云フコトニナリマス

ト、サウ云フコトヲ國家ガ致ス必要ガアレ

バ、一年ヤ一年半ノモノデハ半バニモ達シ

ナイノデアリマシテ、其方針ガ定マルトシ

テ、其必要ガアルトスレバ、マダノ米ナ

ドハ多クヲ貯ヘンケレバナラヌ譯ニナルノ

デアリマシテ、是ハ資源局ノ十分考查ヲ要

スルコトデアラウト思ヒマス、當局モ居ラ

レヌコトデアリマスカラ、本日ハ此程度ニ

シテ、次會ニ審議致シタイト思ヒマス、

恐ラク紹介議員モ十分ニ當局ノ意見ヲ徵シ

タ上ニ決定サレルコトガ、御望ミデアラウ

ト思ヒマス、延期セラレンコトヲ望ミマス

○野方主査 岡田君ノ意見ニ御異議アリマ

セヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野方主査 延期ニ決シマス

○野方主査 日程第八、貴族院佛教各宗派

管長議員互選規則制定ノ件、文書表第九十

八號、第百五十一號及日程第九、貴族院伯

子男爵議員選舉規則中改正ノ件、文書表第

九十九號、第百五十三號、之ヲ一括シテ議

題ニ供シマス

○岡田委員 本請願ハ既ニ數回ノ審議デ、

審議ノ方針モ自ラ定ッテ居ル問題デアリマ

ス、而シテ本請願ハ安藤君ノ紹介ニ係ルモ

ノデアリマスガ、本件モ紹介議員ガ居ラレ

マセズ、政府當局モ出席ガアリマセヌカラ、

後廻シニ致シタイ

○野方主査 八、九共延期ニ御異議アリマ

セヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野方主査 延期致シマス

○野方主査 日程第十、地久節ヲ奉祝日ト

爲スノ件、文書表第百六十二號、紹介議員

山下君

○山下委員 是ハ度々ノ請願デ、常ニ採擇

ニナッテ居リマス、此請願ノ趣旨ハ御話スル

迄モナイコトデアリマスカラ、直チニ御採

擇アランコトヲ御願致シマス

○野方主査 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野方主査 採擇ニ決シマシタ

○野方主査 日程第十一、萬世一系ノ皇統

御太元竝肇國ノ紀元ニ關スル件、文書表第

二百三十一號、紹介議員荒川五郎君

○荒川五郎君 申上グル迄モナク諸君御承

知ノ如ク日本ノ國ハ建テタ國デハ無ク出來
タ國、即チ自然國デアリマシテ、征服セラレ
タ國家デモ、約束デ出來タ國家デモナイノ
デアリマス、自然ニ出來タ國デ、建テタ國
デナイカラ、其淵源即國ノ御太元ハ容易ニ
分ラヌノデアリマス、ソコデ日本ノ國齡壽
命ヲドウ算用スベキカト云フコトハ容易ニ
分リマセヌカラ、ソコデ便宜上神武天皇御
即位ノ年ヲ以テ紀元ト定メラレテ居ルノデ
アリマス、隨テ此紀元年數ハ、日本ガ肇
テ以來ノ年數デハナク、神武天皇御即位ヲ
紀元トシテ今年ハ二千五百九十四年デア
ルノデ、此コトガ、曆ニモ明記シテアルノ
デアリマス、然ルニ其紀元ガ日本建設ノ時
カノヤウニ考ヘラレテ、近來神武建國ノ語
ガ行ハレルヤウニナリ、神武天皇ノ御東征
ガ恰モ他人ノ國ヲ征服シテ取ラレタカノ如
ク、神武建國ト云フ言葉ヲ用キルモノガ出
マシテ、近年ハ紀元節日ニ更ニ建國祭ヲ行
フ一派モ生ジ來リ、何カ神武ガ征伐シテ國
ヲ建テラレタヤウニ世間ヲ惑ハスト云フコ
トハ、我が悠久ナ殊ニ世界ニ誇ル無上大切
ノ意義ヲ有スル國體ノ淵源ヲ紊リ、大義名分
ヲ紊ルノ甚シキモノデ誠ニ思ハザルノ甚シ
キモノデアリマス、我が日本ハ神武以前、即

チ神代時代カラ續イテ萬世一系デア
ル、神武天皇ガ萬世一系ノ御始祖デハ
ナイノデア

リマス、神武天皇モ十五ノ御年ニ鵜草葺
不合尊ノ御長子トシテ——皇太子殿下
トシテオ嗣ギニナツタノデアリマス、嗣
イデ御立チニナリ御受ケ繼ギ來ラレ遊
バシタノデ、神武天皇ノ御東征ハ決シ
テ他人ノ國ヲ御征服ナサツタノデハナ
クシテ、唯内輪ノ亂ヲ平ゲラレタノデア
リマス、景行天皇ノ御西征、或ハ仲哀
天皇ノ御西征ト何等趣意ハ變リハナイノ
デアリマス、然ルニ神武建國ト云ヘバ神
武ノ御東征ハ恰モ他人ノ國ヲ御征服シ
タモノデハナク、初メテ日本國ヲ建設
セラレタモノカノヤウニ日本ヲ征服國
家ノヤウニ誤ラシムルノデアリマシテ
ハ由々シキ重大ナル錯誤デアリマス
カラ、隨テ此日本ノ御太元ヲ正スト云
フコトハ、萬世一系ノ國體ノ淵源ヲ明
ニスルニ於テ、極メテ重要ナコトデア
ルカラ、ソレヲ明ニシテ賞ヒタイト云
フノガ第一ノ要旨デアリマス同時ニ、
神武建國ナド、云フ言葉ヲ用キルコト
ハ、我が國體ノ認識ヲ缺キ名分ヲ惑
マル甚シキモノデア
ルカラ、一般ニ大イニ猛省ヲ與ヘナ
ケレバナラナイ、此事ハ全體詳細ニ御
説明申上ゲ、又賢明ナル皆様ノ御教示
モ受クベキ、我が國體淵源ニ關スル
極メテ重大ナ事

柄デア
ルト思フ
ノデア
リマス
ガ、併
シ御太
元ナル
モノハ、
日本ハ
自然ニ
出來タ
國デア
リマシ
テ、造
タ國デ
ハナイ
、滿洲
ノ如ク
建

設シタ
國、亞
米利加
ノ如ク
分離獨
立シテ
出來タ
國トハ
違イ、
日本ハ
自然國
デア
ル、隨
テ自然
國家デ
アツテ
國ノ淵
源ヲ釋
スレバ
容易デ
ナイガ
、先ヅ
御太元
ヲ明示
スル
必要ア
リトセ
バ、天
照大神
ノ御詔
勅即チ
所謂天
壤無窮
ノ御神
勅カラ
先ヅ始
ムベキ
ガ至
當デア
リマセ
ウ、教
育ノ御
勅語ニ
モ「國
ヲ肇ム
ルコト
宏遠ニ
」トア
リマス
、建設
國家デ
ハナ
イト云
フコト
ハ此御
一語デ
モ明デ
アルノ
デア
リマス
、然ラ
バ天壤
無窮ノ
御神勅
ヲ國ノ
肇メト
致シマ
シテモ
、然ラ
バソレ
カラ年
數ガ幾
ラニナ
ルカト
云フコ
トハ、
マダ
歷史家
ニ依ッ
テ明ニ
セラレ
テ居リ
マセヌ
、落
合直澄
氏ノ如
キニ隨
ヘバ神
武天皇
マデ六
千
年バカ
リ即チ
五千七
百六十
七年ト
云フ算
用
トナリ
、隨テ
御神勅
以來今
日マデ
ハ此レ
ニ
二千五
百九十
四年ヲ
加ヘ八
千三百
六十三
年ニナ
ルヤウ
デア
リマス
、併シ
是モ亦
果シテ
正確デ
アルヤ
否ハ知
ラレナ
イノデ
ア
リマス
ガ、此
點ハ吾
々日本
國ノ悠
久ナ國
體國齡
ヲ示シ
テ國民
ノ自尊
心ノ上
ニモ研
究ヲ要
スルコ
トデア
リ、又
自分ガ
靜ニ我
ヲ省ミ
テ日
本ノ國
ノ成立
淵源ヲ
知ルト
云フ上
ニモ大
和

民族ノ
大ナル
使命、
責任ノ
存スル
コロト
思フノ
デア
リマス
、ドウ
ゾ是等
ノコト
ニハ
特ニ其
道ノ權
威者ヲ
集メテ
調査セ
ラレテ
明ニセ
ラレ、
一方ニ
ハ神武
紀元ハ
神武天
皇
即位ノ
人皇ノ
初メヲ
便利ノ
爲ニ紀
元ニ定
メ
ラレタ
ノデア
ルト云
フコト
ノ趣意
ヲ明ニ
ス
ルト同
時ニ、
又一般
國民ハ
此年數
ヲ用ヒ
テ、今
ヤ西曆
ヲ用フル
者モ多
イノデ
ア
リマス
ガ、西
曆ハ何
等日本
ニ意味
ヲ爲ス
モノデ
ハナイ
カラ、
日本ノ
國ノ成
立ヨリ
ドウシ
テ
モ此悠
久ナル
吾々ノ
矜持ヲ
全ウス
ル爲ニ
、總テ
ハ先ヅ
今定メ
ラレタ
ル紀元
年曆ヲ
用フル
コト、
是等ノ
コトハ
國民精
神、日
本精神
ノ作興
、復興
ニモ極
メテ重
大ト思
フノデ
ア
リマス
、其意
味ニ於
キマシ
テ、賢
明ナル
委員
諸君ハ
一段ノ
重キヲ
以テ御
審議下
サラン
コ
トヲ、
我が國
家ノ爲
ニ、切
ニ御願
申上ゲ
マ
ス

○岡田委員 荒川紹介議員ニ於カレテハ、

斯道ノ最モ造詣深キ御方デア
ルノデア
リマス
シテ、
吾々ハ
常ニ尊
重シテ
伺ッテ
居ルノ
デ
ア
リマス
、本請
願モ左
様御紹
介ニナ
ルノデ
ア
リマス
ルガ、
無論政
府當局
ノ意嚮
モ十分
質シ
タイト
考ヘマ
スルガ
、本請
願ノ主
管省ト
申シマ
スルト
、内閣
デア
ルカ、
或ハ文
部省
デア
ルカ、
是モ雙
方ニ何
レ協議
ヲシナ
ケレ

バナラスコトデアラウト思ヒマス、而シテ請願ノ御趣旨ハ隨分紀元ノ古イコトヲ考查致サナケレバナラスノデアリマシテ、大體紀元幾年ト申スコトヲ、言葉ヲ換ヘレバ、或ハ其紀元ノ年數、即チズットモツト邇々タ紀元ニ依ッテ、起算ヲ致サナケレバナラスノデアリマス、何レニシテモ單純ナル我國ノ曆ノ上ニ於テノミデナクテ、此請願書ニモアリマスル通り、學校ノ教科書等ニ迄モ之ヲ劃然ト致サナケレバナラス事柄ニナルノデアリマスガ只今ハ政府當局モ出席ガナシ、又出席セラレテモ何レノ方ニ屬スルカト云フコトニ付テハ、隨分是ハ協議ヲ要スルコトデアラウト思ヒマス、願クハ小委員デモ設ケテ本件ノ如キハ十分ノ審議ヲ盡シテ見タイト思ヒマスルガ、其時間ヲ與ヘラレヌコトヲ遺憾トスルノデアリマス、故ニ十分ニ政府ニ於カレテモ此點ニ注意ヲ拂ハレテ、尙ホ本件ニ對スル審査ヲ致ス上ニ付テ、貴重ナル資料トシテ、政府ニ參考トシテ送付シテ置キタイト思ヒマス、ドウゾ前回同様政府參考ニ決定シテ置カレンコトヲ望ミマス

○野方主査 岡田君ノ參考送付ノ御意見ニ御異議アリマセヌカ

○葉梨委員 參考送付ノ御説ニ私ハ決シテ

異議ヲ申上ゲル譯デハアリマセヌガ、紹介議員ノ荒川サンハ非常ナ此道ノ御達人デアルト云フコトハ吾々モ豫々承知シ、敬意ヲ表シテ居ル所デアリマスルガ、此請願ヲ參考送付ニ致シマスニシマシタ所デ、其ノ何處ヲ要點トスルノデアアルカ、モウ一應私ハ紹介議員ニ伺ッテ見タイト思フノデアリマス、即チ紀元ノ年限ヲズット邇ルト云フヤウナ御趣旨ニモ取レマスルガ、ソレハ紹介議員自ラ御話ガアリマシタヤウニ、學者ノ說モ決マラナイシ、或ハ六千年以上デナイカト云フヤウナ御話モアリマスルガ、是ハドノ程度ニ、紹介議員トシテハ御信念ノ下ニ邇ルト云フコトヲ仰セラレルノデアアルカ、且只今西曆ヲ用ヒズシテ、紀元ノ年數ヲ用ヒヨト云フ御話デアリマスガ、無論ソレニハ先ヅ其根本トシテ、何年位迄ニ邇ルベキデアルカト云フコトノ、歴史的ノ考證ノ結果モ、紹介議員ガ豫メ御腹案ヲ御持チノコトデアラウト思ヒマス、ソレ等ノ點ヲハッキリ伺ッタ上デ、參考送付ト致シマシタ方ガ宜イデヤナイカト思フノデアリマス、且又吾々歴史ヲ習ヒマシタ時分ハ、此肇國以前ニ於ケル氏族制度ニ付テノ歴史家ノ考證ガ非常ニ多イノデアリマス、其點ナドハドウ云フ風ニ紹介議員ハ御考ノ下ニ之ヲ御紹介

ニナリマスルカ、參考送付ト致シマスニ付キマシテ、ソレ等ノ點ヲ餘程、何處ニ要點ガアルノデアアルカ、眼目ヲハッキリトシタ上デ、參考送付ニシタ方ガ宜イノデヤナイカト思フノデアリマス、ソレ等ノ點ヲ、紹介議員カラ御説明ヲ伺ッテカラ參考送付トスベキデアル、ソレデナイト參考送付ニシテモ、政府ガ取扱ニ困ルヤウナコトデハ意義ヲ成サナイノデアリマスカラシテ、ソレ等ノ點ヲハッキリシタ上デ、參考送付ニ決定セラレンコトヲ希望スル者デアリマス

○荒川五郎君 岡田委員ノ參考送付ニセヨト言ハレル意味モ、大切ナ本請願ノ趣意ニ重キヲ置キ下サタモノデ、其御趣旨ニ付テハ敬意ヲ表シマス、又葉梨君カラモ特ニ重キヲ置イテ重要ノ點ヲ更ニ御尋下サイマシテ、之ヲ鄭重ニ御研究下サルコトハ、此委員會ノ皆様が我が國體ニ關シ、又國民ノ自尊心ニモ關スル重大ナ意味合ヲ、満場ノ皆様が御有チ下サルコト云フコトデ、洵ニ我が國家ノ爲ニ敬意ヲ表スルノデアリマス、本請願ノ出マシタ初メハ、近年紀元節ニ建國祭ト云フコトガ行ハレテ居ル、恰モ神武天皇ガ他人ノ國ヲ征服シテ、サウシテ建テラレタカノヤウニ思ヒ憊マラシムルノ處ガアリマシテ、日本ハ征服國家デナイト云

フ所ニ大ナル矜持ヲ有ッテ居ルノニ拘ラズ、神武天皇ノ御東征ハ他人ノ領分ヲ侵シテ取ツタモノ、サウシテ建テラレタカノヤウナ感ヲ與フルト云フコトハ、此位重大ナコトハナイノデアリマス、紀元節ハ御祝ノ節日デアル、祭日デハナイノデアリマス、是ハ決ッテ明デアルノデアリマス、然ルニ紀元節ヲ更ニ建國祭ト云フ祭日ニシテ、節日ト祭日トノ區別モ分ラズシテ、近年建國祭ガ行ハレルヤウニナルコト云フコトハ、自ラ我國ノ淵源ヲ滅却スルモノト考ヘマス、デアルカラ此神武天皇即位紀元ハ人皇ノ初メヲ以テ、便利ノ爲ニ年數ヲ立テラレタモノデアルト云フコトガ明ニナルコト、隨テ日本國民ハドウカ西曆ヲ用ヒズ、此紀元年曆ヲ常ニ用ヒルコトガ日本國民精神ヲ引立ツル上ニ於テモ、國民ノ自尊心ヲ完ウスル上ニ於テモ必要デアルト云フコトノ刺戟ヲ一般ニ與ヘタイト云フノガ起リデ此請願ヲ出シマシタ、然ラバ國ノ驕リハ何處カ、斯ウ云フコトガ自然ニ起キテ來ル問題デアリマス、是ハ前ニモ申上ゲタヤウニ「皇祖皇宗國ヲ驕ムルコト宏遠ニ」トアリマス、日本ノ自然ニ出來タ其驕メハ容易ニハ分ラヌノデアリマス、分ラヌケレドモ若シ國齡ヲ定メルト云フコトガ必要デアリ、大切デア

ルトスルナラバ我が國齡ヲ何處ヘ定メル
カト言ヘバ、所謂天壤無窮ノ御神勅ニ依
テ、ソコニ此御太元ヲ定ムベキモノト思
フ、之ニハ世局異論ハ無イト存ジマス我ガ
日本ハ萬世一系ノ國體デアルト云フ、其萬
世一系ノ國體ト云フモノハ神武天皇ヲ初メ
トスル萬世一系デハナイ、神武以前、神代
ヨリ續イテ神武ハ其御正系ノ御身柄ヲ以テ
御嗣ギ遊バサレタ、他人ノ國ヲ承ケラレタ
ノデモ、奪ハレタノデモナイノデアリマス、
隨テソレヲ明ニスルニハ、天壤無窮ノ御詔
勅カラ何年ニナルカト云フコトヲ明ニシタ
ナラバ、國齡ハ分ッテ來ルノデアリマス、隨
テソレ等ノ事ヲ取調ベテ貰ヒタイ、ソレデ
第一ノ希望ハ茲ニ御太元ヲ明ニスル、ソレ
カラ肇國ノ意義ト云フノハ、日本ハ出來タ
國デアッテ造ッタ國デナイト云フノデ、即チ茲
ニ肇國ト申シタノハ「國ヲ肇ムルコト宏遠
ニ」ト御勅語ニアリマスカラ其言葉ヲ用ヒ
テ、肇國トスベキモノデアラウト云フノガ
其趣意デアリマス、ガソコ等ニ至ッテハ請願
者モ別ニ決ッテ主張ヲ有ッテ居ル譯デハアリ
マセヌ、所ガマダ今日ハ議題ニナリマセヌ
ガ、皇明會其他ノ會カラ、國ヲ肇メタ日ノ
御祭ヲスルガ宜イト云フ請願ガ出デ居リマ
ス、ソレハ今ノ國ヲ肇ムル節、即チ肇國節

ヲ設ケタイト云フノデアリマス、不日當委
員會ニ現レルダラウト思ヒマスガ、ソレ等
ト大要ハ同ジ精神デアリマス、ソコデ要旨
ハ御太元ヲ攷究スルト云フ、隨テ日本ノ國
齡ヲ調べラレ、バ調べ出スコト、神武建
國ト云フヤウナコトガ唱ヘラレテハ相成ラ
ヌカラ、ソレ等ヲ明ニスルコト、先ヅ此三
點ノ希望ガ本請願ノ主ナル要點デアルノデ
アリマス、事ハ甚ダ難カシウゴザイマシテ
之ヲ簡單ニ説明申上ケネバ此委員會ノ時間
ヲ御妨ダスルトモ考ヘマシテ、申上ゲタ所
デ十分ニ御了得ハ戴ケマスमित思ヒマス
ガ、幸ヒ委員諸君ガ之ヲ能ク頭ニ入レテ置
イテ下サルト云フダケデモ、請願人ハ喜ブ
ノデアリマス、尙ホ皆様ニ於キマシテモ之
ヲ一時ノ請願トセズニ、國家悠久ノ爲ニ大
ニ御研究ヲ切ニ願ヒタイノデアリマス
○葉梨委員 只今ノ御説明ヲ伺ヒマス、
本請願ノ要旨ハ要スルニ紀元節ハ國ノ肇
タ日ヲ謂フノデハナイ、或ル區劃ヲ付ケテ、
其前ノ神代ノ年號ヲ言ハズシテ、便宜ノ爲ニ
セラレタノデアアルト云フコトヲ明ニスルコ
ト、ソレカラ隨テ紀元曆ヲ日本國民ハズ
ト用フルト云フコト、ソレ以前ニ遡ッテ御
太元ニ關スル所ノ調査ヲ完備セシメヨウト
云フコトノヤウデアリマシテ、且ツ又建國

ヲ肇國トスルコトト云フヤウナコトモ、是モ
總テモウ古事記ニ於テモ明ニナッテ居ル事柄
デアリマシテ、今御話ノヤウナ御趣旨デア
リマスナラバ、本請願ハ私ハ採擇サレマシ
テモ一向差支ナイモノト思フ、寧ロ採擇サ
レテ一般常識ヲハッキリト茲ニ持ッテ行クト
云フ御趣旨デアラウト思ヒマスカラ採擇サ
レテ、内閣ニ於テモ左様ナ御取計ガアルト
云フコトガ至當デヤナイカト思ヒマス、參
考送付デナクシテ、寧ロ只今ノヤウナ御説
明デアリマスナラバ其御趣旨モ明デアリマ
スカラ、御採擇ト云フコトガ至當デハナイ
カト思フノデアリマス
〔贊成ト呼フ者アリ〕
○野方主査 葉梨君ノ御意見ニ御異議アリ
マセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○岡田委員 イヤ其前ニ參考送付ト云フ意
見ガ出デ居リマス
○野方主査 然ラバ是ハ如何デスカ、岡田
君ノ御意見ニ基キマシテ意義アル參考送付
ト云フコトニシタラ如何デセウ、サウ願ヘ
マセヌカ
○葉梨委員 意義ハ明デアアルノデアリマス
カラ、之ヲ以テ政府ニドウシロト言ッテモ、
要スルニ調査ハ今マデ既ニヤッテ居ルコト

デアリマスカラ、採擇サレテモ一向差支ナ
イカト思ヒマス、何カ參考送付ト云フト、
非常ニ輕イヤウナ意味ニナルノデスガ……
○近藤委員 最初岡田君カラ此案ハ參考送
付トシテ廻スト云フ説ガ出マシテ、ソレニ
贊成ガアリマシタ、ソレカラ次ニ紹介議員
ノ御意見ヲ承リマシテ、請願者ノ趣旨ヲ尊重
シ採擇シテモ宜イデヤナイカ、斯ウ云フ二
ツノ説ガアルヤウデアリマス、事ガ重大デ、
之ヲ見マシテモ曆及學校ノ教科書マデ改正
スルト云フヤウナコトガアル、紹介議員及
請願者ノ趣旨ヲ聽イテ見ルト云フト、能ク
分ッテ居リマスケレドモ、事皇室ニ關シ、歷
史ニ關シ、國體ニ關スル重大ナ問題デアリ
マスルカラ、私ハ岡田君ノ參考送付トシテ
廻スト云フ方ガ穩當デアラウ、斯ウ思ヒマ
スカラ、其贊成ノ趣意ヲ一寸述べテ置キマ
ス
○野方主査 然ラバ初メノ岡田君ノ參考送
付ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○野方主査 參考送付ト決シマス
○荒川五郎君 參考送付トナリマシテモ、
採擇トナリマシテモ、請願者ニ於テ何等不
滿ヲ感ズルコトハゴザイマセヌ、殊ニ滿場
ノ皆サンガ此大切ナ時間ニ種々有益ナ意見

ヲ交換セラレテ、鄭重ニ議シテ下サタコトニ對シテ敬意ヲ表シマス

○野方主査 次ニ移リマス、日程十二國旗祭制定ノ件、文書表第二百六十二號、紹介議員栗原彦三郎君、栗原彦三郎君ノ御説明ヲ願ヒマス

○栗原彦三郎君 今我國ニ於テハ各方面ニ國旗祭ヲ制定シタイト云フ意見ガ非常ニ多イノデアリマシテ、是モ其一ツヲ代表スルト云フヤウナ意味デ請願サレタモノデアアルノデアリマシテ、其趣意ハ請願ノ趣意書ノ中ニ明瞭ニ書イデアリマスカラ、ドウゾ御採擇ヲ御願申上ゲマス

○岡田委員 本請願モ三回バカリ請願サレタト思ヒマス、何レモ審議採擇ノ決定ヲ見テ居ルノデアリマス、只今紹介議員ガ御出デニナリマスガ、此國旗祭ノ日ヲ、神武天皇祭、即チ四月三日ニ定メラレタイト云フコトニ付テノ御趣旨ガ、何カ明ニアラウト思ヒマスガ、其點ヲ伺ッテ置キタイト思ヒマス

○栗原彦三郎君 此四月三日ト云フコトハ、強ヒテ四月三日ニシナケレバナラスト云フ意見デハナイノデアリマスガ、新タニ一ツノ祭日ヲ制定スルト云フコトモ、中々祭日バカリ殖エルト困ルト云フヤウナコト

モアリマスノデ、四月三日ノ神武天皇祭ニ、一緒ニ行フコトニナクタイ宜イデハナイカト云フヤウナコトデアリマシテ、四月三日ト云フ意味ハサウ重イ意味デハナイノデアリマス、唯國旗祭ヲ拵ヘテ戴キタイト云フコトガ、唯一ノ御願デアリマスカラ、其意味ニ於テ適當ニ、四月三日デハ惡イト云フコトデアリマスレバ、四月三日デナクテモ宜シイノデアリマスカラ、此四月三日ト云フ此日ニ付テハ、サウ重イ意味デナシ、國旗祭ヲ拵ヘテ置キタイト云フコトヲ重ナル點トシテ、御採擇ヲ願ヒマス

○岡田委員 其四月三日ト云フコトヲ明ニシテ居ラレルトコトニ付テノ御意見ハ能ク分リマシタガ、サスレバ二月十一日デモ宜イ譯デスカ

○栗原彦三郎君 至極結構デアリマス

○岡田委員 本件ハ、殊ニ近時國旗ト云フ事ニ付テノ觀念ヲ一層高メテ參ッテ居ルコトデアリマシテ、屢、審議採擇シテ居ルコトデアリマスカラ、成ベク此事ガ實現スルコトノ日ヲ早メラレルコトヲ希望シテ、採擇シタイト思ヒマス

〔採擇「ト呼フ者アリ」〕

○野方主査 岡田君ノ御意見ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○野方主査 採擇ニ決シマシタ

○野方主査 日程十三俱知安町ニ稅務署設置ノ件、文書表第二百十三號、岡田伊太郎君ノ御説明ヲ願ヒマス

○岡田委員 本件ハ私ト外二名ノ紹介デアリマスガ、ソレハ北海道後志支廳管内、是ハ隨分區域ノ廣大ナル管内デアリマスガ、其中ニ支廳ノ所在地タル、諸官廳ノ大抵備、テ居リマスル所ノ俱知安町ニ、稅務署ヲ設置セラレタイト云フ請願デアリマス、ソレハ政府當局モ居ラル、ノデアアルガ、當然ナル地方ノ希望デ、又徵稅ノ上ニ於キマシテモ、此地點ニ稅務署ヲ設置セラレルト云フコトハ、必要ナコトデアラウト思フノデアリマス、前回ニモ審議採擇セラレタコトデアリマス、政府當局モ御同意ノコトデアラウト思ヒマス、御意見ヲ伺ヘバ尙更幸デアリマスガ、採擇ヲ願ヒタイト思ヒマス

○石渡政府委員 本請願ニ付キマシテハ、相當御理由ノアルコト、ハ存ジマスルガ、財政ノ關係上今直グニ之ヲ置クト云フ譯ニモ參リマセヌノデアリマスガ、將來十分考慮致シマス

○野方主査 採擇ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ「ト呼フ者アリ」〕

○野方主査 採擇ト決シマシタ

○野方主査 日程十四濟生會診療機關用地免租ノ件、第三百三十八號、紹介議員加藤久米四郎君ノ御説明ヲ願ヒマス

○加藤久米四郎君 此請願ハ極メテ簡單ナモノデアリマシテ、是マデ度々御採擇ニモナッテ居ルノデアリマス、濟生會ノ病院、診療所ノ地租及都市計畫法ニ依ル受益者負擔、之ヲ免除シテ戴キタイト云フコトデアアルノデアリマス、申ス迄モナク濟生會ハ明治四十四年、明治大帝ノ御恩召ニ依リマシテ、恩賜財團濟生會トシテ設立サレタノデアリマシテ、國家ノ救療機關ノ代行機關トシテ、相當ニ努力シテ參ッタノデアリマス、固ヨリ營利事業デハアリマセヌ、然ル所最近經費ガ非常ニ増加致シマシテ、爲ニ國費ヲ補助ラ受ケ、地方費カラ補助ヲ受ケテ居ルヤウナ現状デアアルノデアリマス、斯ウ云フ際デアリマスカラ、診療所、病院ナドハドウカスウ云フ負擔カラ免除サレタイト云フ趣旨デ、度々請願致シテ居ルノデアリマス、參考ニ申上ゲマスガ、病院ハ現在十箇所程アリマシテ、乳兒院ガ一箇所、產院ガ一箇所、診療所ガ六十九箇所、診療班ガ十箇所、結核療養所ガ三箇所、巡廻看護班ガ十二箇所、斯ウナッテ居リマスガ、診療班トカ、或ハ巡

廻看護班トカ云フノハ一定ノ場所ガナイノ
ガ、性質上明デアリマスルカラ、斯様ナル所
ヲ除キマシテ、或ハ委託診療ト云フヤウナ
モノハ此中ニ入レルコトハ出来マセヌカラ、
病院、診療所及之ニ類スルモノニ付テノ地
租、或ハ受益者負擔ヲ免ゼラレタイト云フ
趣旨デアリマス、ドウカ御採擇ノ程御願申
上ゲマス

○岡田委員 政府當局ノ御意向ヲ伺ヒマス

○石渡政府委員 恩賜財團濟生會ガ特種ノ
公益法人デアリマスコトハ、十分之ヲ認メ
テ居リマスルガ、此地租ハ一般公益法人ニ
モ從來課稅致シテ居リマスシ、殊ニ公法人
ニモ課稅シテ居リマスノデ、獨リ濟生會ノ
ミ免稅致スト云フ譯ニモ行キ兼ネルカト思
ヒマス、併ナガラ今色々加藤サンカラ事情
ヲ御同致シマシテ、將來稅制整理ノ時分ニ
ハ十分考究致スコトニ致シマス

○岡田委員 濟生會ノ診療所及進ンデハ病
院等、是等ノ數ノ多クナイコトハ勿論ノコ
トデアリマスガ、唯茲ニ若シ財團濟生會ト
云フモノ、活動シテ居ル範圍、即チ委託ト
申シマスルカ、代行ト申シマスルカ、一定
ノ病院又ハ開業醫ニシテ、濟生會ノ仕事ヲ
委ネテアル向ガ多數アルノデアリマスガ、
ソレ等ガ其財團ノ看板ノ中ニ入テ、此請願

ノ要旨ノヤウナ免稅ヲ致スヤウナ場合
ガアルトスレバ、是ハ餘程重大ナ關係ニナ
ルノデアリマスルガ、左モナクテ眞ニ濟生
會ノ直屬デアル獨立シタ其機關ニ對シテハ、
餘リ箇所ガ多クアリマセヌカラ、特殊ノ法
律ノ改正ヲ見ルト云フコトモ隨分大袈裟デ
ハアルト思ヒマスルケレドモ、何カ方法ヲ
以テ是等ノ請願ノ要旨ヲ採用シテ行キタイ
ト考ヘルノデアリマスルガ、只今大藏當局
ノ御意嚮ヲ伺フト云フト、斯ウ云フ特殊ノ
機關ト雖モ免稅ノ特點ニハ餘リ入ッテ居ラ
ヌト云フヤウナ御話デアルガ、赤十字ノ本
社及直屬ノ病院等モ、矢張免稅ニハ入ッテ
居リマセヌカ

○石渡政府委員 免稅致シテ居リマセヌ

○岡田委員 サウデスカ、此濟生會ハ只今
紹介議員加藤君モ申サレマシタ通り、明治
大帝ノ特殊ノ恩召ヲ以テ、皇室カラモ多數
ノ財團ノ基礎ヲ與ヘラレタモノデアリマス
カラ、ソレニ對シテハ特ニ其處ニ心セラレ
テ、此請願ノ趣旨ニ副ウヤウニスルコトヲ
御考ナラバ、ソレヲ實現セシムル御意嚮ハ
アリマセヌカ

○石渡政府委員 其免稅ニ關シマシテハ、
農會、商工會議所等ヨリ色々從來カラモ陳
情ガゴザイマス、ソレデゴザイマスルカラ、

一括致シマシテ、從來共考究致シテ居ルノ
デアリマスルガ、今此濟生會ノミニ付キマシ
テ、特ニ此問題ダケヲ免稅致ス意嚮ノアル
ト云フコトヲ申上ゲ惡イカト思ッテ居リマ
ス

○山下委員 一寸之ニ關聯シテ御尋シテ見

タイト思ヒマス、濟生會ノ如キハ地租モ免
除ニナッテ居ラズ、赤十字社モ免除ニナッテ居
ラヌヤウデアリマス、併シ是ハ大藏省ノ頭
ガ餘程變テ居ルノデアラウト思フ、斯ウ云
フヤウナ營利事業デナイヤウナモノニ稅金ヲ
課スルト云フコトハ、其根本ニ誤ガアル、
ソレハ今日東京市ニ區劃整理ニ依ル清算金
ヲ割當テ、居リマスガ、是等ハ寺院ニモ割
當テ、ソレカラ私立學校ニモヤッテ居ル、私
立學校ハ少々金ヲ儲ケルト云フト、直チニ
攻撃シテ居ルガ、金ガ入ラケナレバ、公租
ヲ拂フコトガ出来ナイ譯デアル、サウ云フ
ヤウナ社會事業ニ對シテモ稅金、地租ヲ課
ケルト云フコトハ、私ハ根本ニ於テ誤ッテ居
ルダラウト思フ、只今ノ御話デハ整理ノ場
合ニ考慮スルト云フコトデアリマシタ
ガ、ドウカ十分ニ御考ヲ願ッテ、寺デアルト
カ、學校デアルトカ、病院ナドニ地租ヲ課
ケル、即チ稅金ヲ課ケルト云フコトハ、根
本ニ於テ大藏當局ガ誤ッテ居ルノダラウト

思ヒマスカラ、ドウカ一ツ御考慮ヲ御願致
シマス

○岡田委員 此程度ニ致シマシテ、政府ハ

直チニ御同意ハナイト見ラレマスケレドモ、
十分ニ考慮ヲ拂ハレテ、近イ内ニ是等ニ
關スル特別ノ調査機關デモ設置セラレルノ
デアリマセウカラ、又從來モ採擇シタ案件
デアリマスカラ、採擇致シテ置キタイト思
ヒマス

○野方主査 岡田君ノ御意見ニ御異議ハア
リマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野方主査 採擇ト決シマシタ

○野方主査 日程第十五家祿賞典錄給與未
濟額下附ノ件、文書表第二百十七號、第二
百三十三號——之ニ付テ政府ノ御意見ヲ西
村書記官ヨリ願ヒマス

○西村大藏書記官 只今ノ請願、即チ明治
九年ニ秩祿處分ノアリマシタ其以前ニ於ケ
ル家祿賞典祿給與ニ付テ、救濟ヲ求メルト
云フ趣旨ノ請願ニ付キマシテハ、政府ハ從來
カラ明治九年ノ金祿公債證書給與處分竝ニ
明治三十年ノ家祿賞典祿處分法ノ施行ヲ以
テ、一應祿高制度廢止ニ伴フ政府ノ執ルベ
キ必要ノ救濟ノ處置ハ終ッタモノデアルト

シテ居ルノデアリマス、隨テ是以上數十年前ニ遡リマシテ、今又新ニ救済制度ヲ設ケルト云フコトニ付キマシテハ、政府ハ從來カラ反對ノ意見ヲ有テ居リマシタト云フコトヲ、遺憾ナガラ申上ゲザルヲ得ナイ次第デゴザイマス

○葉梨委員 此際ニ此家祿賞典給與ノコトニ關シテ、從來東北方面ノ諸藩カラ行政裁判ガ起テ居、タヤウニ聞イテ居リマスガ、ソレ等ノ經緯ヤ、結果等ヲ簡單ニ伺ヘレバ結構デゴザイマスガ

○野方主査 葉梨君、ソレハ行政裁判ニ關スル問題デアリマスカラ速記ヲ止メテ……

〔速記中止〕

○岡田委員 此家祿賞典給與ノ決濟ガ付イテ居ラヌト云フコトニ付テノ請願ハ、十數年前ヨリ時々出テ參ッテ居ルノデアリマス、昨年ノ六十四議會デハドウデアッタカ記憶ニアリマセヌガ、其前ニハ屢、アリマシタ、本請願ハ高知縣ノ方カラ出テ居リマスガ、愛媛縣ニモ是ト殆ド同様ナモノガアッタト承知シテ居リマスルガ、委員會ハ審議ノ結果先ヅ是等ノコトハ事實ニ近イヤウデアアルカラト云フノデ、調査ノ結果採擇シテ此請願ノ趣旨ヲ採ッテ居リマシタガ、何時マデモ斯様ナコトヲ、政府デハモウ其餘地ナシト

云フヤウナ意向ヲ有テ居ラレル、請願者ハ其時分ニ脫漏シタモノデアルカラシテ、茲ニ復活ト云フヨリハ、當然入ルベキモノヲ入レテ戴キタイ、段々年限ハ經過致シマシタケレドモ、其當時當然入レテ戴ケルモノガ入ッテ居ラヌノデアルト云フ、斯ウ云フ請願デアアルノデアリマシテ、從來之ヲ採擇シテ來テハ居リマスルガ、全然其事柄ガ違テ居ル、ソレハ脫漏シタノデハナイ、入ルベカラザルモノデアッタノデアルト云フノカ、或ハ脫漏デアッタト云フコトヲ認メルケレドモ、今日デハモウ既ニサウ云フ事柄ニ對シテハ時効ドモ申シマセウカ、何トモ之ヲ復活セシメル餘地ガナイノデアルト云フコトデアアルカ、何カ是等ニ對スルハッキリシタコトヲ御示シニナッタ方ガ宜イノデハナイカ、斯ウ考ヘルノデアリマスガ、本案ハ矢張採擇シタイト思ヒマス、採擇致シマスルカラシテ、今後又請願ノ出ルヤウナ場合ニハ之ニ對シテハッキリシタコトヲ、政府ハ御發表ニナランコトヲ此際希望シテ置キマス、採擇願ヒマス

○野方主査 岡田君ノ御意見ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○野方主査 採擇ト決シマシタ

○野方主査 日程第十六ハ紹介議員ヨリノ御申出ニ依リマシテ延期致シマス、日程第十七、製油用大豆關稅免除率改正ノ件、文書表第二百十四號、紹介議員田村實君ノ御説明ヲ願ヒマス

○岡田委員 紹介議員ガ出席ナイヤウデアリマスガ、政府ノ御意見ヲ承リマス

○飯田大藏書記官 此問題ハ御承知ノ如ク年來問題ニナッテ居リマシテ、前議會ニモ問題ニナッタノデアリマス、當局ト致シマシテハ其趣旨ニ依リマシテ研究ヲ續ケテ居ルノデアリマス、極ク最近、先月ニモ各省ノ關稅調查委員會ノ幹事ガ集リマシテ、始終審議ヲ續ケタノデアリマスガ、結論ダケ申シマス、今日ハマダ其時機デナイト云フコトニ、幹事會ト致シマシテハ大體話ガ決ッタノデアリマス、一應ソレダケヲ御報告致シマス

○岡田委員 是ハ製油用大豆ト云フト油モ採ルノデアアルガ、大體後ガ肥料ニナル豆粕ノ問題ダラウト思フノデアリマスガ、大抵ノ場合ハ是等ノ反對ノコトヲ請願スルノデ、ハ特殊ノ關係デ——併シ肥料ノ方カラ見タ問題ト、我ガ日本内地ニ作ラレル菜種ノ、所謂農產物ヲ保護スルト云フコトト、是ハ一致シナイコトニナリハシナイカト思

ヒマスガ、紹介議員ガ居リマセヌカラ繰延ベテ戴キタイ

○野方主査 繰延ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○野方主査 繰延ベマス

○野方主査 日程十八大湊港開港港内保稅地域設置其ノ他ノ件、文書表第二百五十七號、紹介議員藤井達也君ノ御説明ヲ願ヒマス

○藤井達也君 御承知ノ通り大湊港ト大湊軍港トハ、密接ナ關係ヲ有テ居リマシテ、港灣ノ良港デアアルコトハ大湊軍港自體ガアルコトニ依ッテ、明瞭デアラウト思フノデアリマス、サウシテ此大湊港ノ大湊線ノ全通ト新埠頭建設ト相俟ッテ、近時開港場トシテノ面目ヲ作ッテ居ルノデアリマス、隨テ此大湊港ヲ特別貿易港ニシテ下サイマシテ、港内ニ保稅地域並ニ工場地帯ヲ設ケテ、サウシテ北鮮ト内地間トノ直接行路ヲ作りタイト云フノガ此請願ノ趣旨ナノデアリマス、御承知ノ通り最近滿洲國ヲ建設致シ、ソレ等ノ諸港トノ間ニ我ガ國內ノ貿易關係上、重要ナ幾多ノ問題ガ出來テ居ルノデアリマスカラ、此趣旨カラ考ヘマシテ、此軍港ノアリマス大湊港モ是亦是等ノ諸港トノ間ニ、直通航路指定港ニシテ戴キタイト云フノガ、

請願者ノ希望ナノデアリマスガ、ドウゾ御
採擇アラシコトヲ願ヒマス

○岡田委員 本請願ハ前議會ニ於キマシテ
審議ノ結果、此大湊港ノ状態カラ、此請願
ノ趣意ノ希望ヲ實現セシメルヤウニスルガ
至當ナリト云フノヲ審議採擇致シマシタ
ガ、尙ホ政府當局ガ御出席デアルカラ、御
意向ヲ伺フタ方ガ宜イト思ヒマス

○飯田大藏書記官 此問題ニ付キマシテ
ハ、今岡田委員カラ御話ノ通りデアリマシ
テ、昨年モ提案サレタノデアリマス、當局
ト致シマシテモ矢張研究シテ居ルノデアリ
マスガ、唯多少考慮致シテ居リマス點ハ、

御承知ノ通り大湊港ハ大變良イ港デハゴザ
イマスガ、唯少シ後方地帯ガ狭ウゴザイマ
スノデ、今日ノ開港トシテハ如何デアラウ
カト云フ點ガ一ツ、モウ一ツハ御承知ノ通
リ近クニ青森港ガゴザイマスノデ、開港シ
テモ宜イヤウナモノデアリマスガ、目先ニ
相當立派ナ開港ガアルノニ、又之ニ一ツ大
湊港ヲ加ヘルコトハ、將來貿易ノ狀況ガ著
シク變レバ別デゴザイマスガ、現在デハ如
何デアラウカト云フ點ヲ考ヘテ、此二點ヲ
考慮シテ居ル次第デアリマス

○岡田委員 申ス迄モナク是ハ軍港デア
テ、其付近ニハ重大ナ關係ヲ有テ居ル港
灣デアリマス、唯幾ラ隣合セニ立派ナ港灣
ガアリマシテモ、其地方ノ情勢デ之ヲ必要
ト認メレバ開港スルコトハ、政府ト雖モ御
意見ニ相違ハアルマイト思フノデアリマ
ス、唯保税地域ナドヲ設定スルコトニナリ
マスト云フト、相當ノ經費ガ伴フデアラウ
ト思ヒマス、假ニ極ク最少限度デ開港、其
他ノ設備ヲ致スコトニナレバ、凡ソドノ位
別段ノ經費ヲ要スルモノデセウカ、參考ニ
伺フテ置キタイト思ヒマス

○飯田大藏書記官 其經費ノ點ハ港ノ設備
及其輸出入貨物ノ状態ニ依リマシテ、必ズ
シモ一樣デナイト思ヒマスガ、少クトモ四
五萬圓掛カルモノト思ヒマス、併シソレニ
付キマシテハ地方カラ寄附スルカ何トカ
云フヤウナ問題モアリマスノデ、今ハハキ
リハ申シ兼ねマスガ、豫算トシテハ矢張ソ
レ位ノ金ガナクチャイカヌト思フノデアリ
マス

○岡田委員 經費モ要リマセウガ、又伴フ
收入モアルコトデアリマス、地方モ之ニ付
テ懸望シテ居ルコトデアリマスルカラシ
テ、相當ノ寄附等モアラウト思ヒマス、成
ベク速ニ地方ノ情勢ニ鑑ミラレテ、實現セ
ラレンコトヲ望ンデ採擇シタイト思ヒマ
ス

○野方主査 岡田君ノ御意見ニ御異議アリ
マセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野方主査 ソレデハ採擇ト決シマシタ

○野方主査 日程第十九、八戸港ヲ開港ニ
指定ノ件、文書表第二百五十四號、紹介議員

藤井達也君ノ御説明ヲ願ヒマス
○藤井達也君 只今岡田委員カラ政府委員
ニ、大湊港ニ關シマシテノ御意見ガアリマ
シタガ、同様ニ私ハ政府當局ノ御考ニ付テ
疑ヲ有ツノデアリマス、例ヘバ大湊港ガ青
森港ニ接近シテ居ルガ故ニ、是ハ考慮シナ
ケレバナラヌト云フヤウナコトデアリマス
ルガ、開港トシテノ價值ガ出來マシタ時ニ
ハ、接近ノ如何ニ拘ラズ出來ルケ開港場
ヲ設置致シマシテ、舊イ時代カラアリマス
ル、例ヘバ樞密院ガ開港ニ付テハ特別ナル權
能ヲ有テ居ルヤウニハナッテ居リマスルケ
レドモ、斯ウ云フヤウナ制度ハ要スルニ舊
イ時代ノ制度デアル、今ヤ世界ノ經濟戰
云フコトハ、モウ擧ゲテ激烈ナル状態ニア
ルトシマスナラバ、政府ハ努メテ開港場ヲ
各地ニ造ッテ、サウシテ輸出貿易、輸入貿易
ニ關シテ最善ノ努力ヲ爲サレルコトガ當然
デアラウト思フノデアリマス、之ヲ前提ト
シテ私ハ八戸港開港指定ノ請願ニ付テ其理

由ヲ申述ベテ見タイト思フノデアリマス、
八戸港ハ大正八年ニ國庫補助ノ下ニ工費二
百四十萬圓ヲ以テ完成致シマシテ、更ニ一
昨年ニ及ビマシテ百二十五萬圓ノ經費ヲ以
テ新埠頭ヲ建設シツ、アルノデアリマス、
而シテ恐ラクハ八戸港ハ青森縣バカリデナ
ク、東北地方ニ於テ洵ニ將來有望ナル港デ
アルト云フコトニ付テハ、内務當局ニ於カ
レマシテモ之ヲ御承認ニナリ、又最近各地
カラ參リマス船舶ノ狀況、竝ニ之ニ乗込シ
テ居リマス船舶長、船員等ノ話ヲ聽キマシ
テモ、此港ノ設備サハ十分ニナリマスナラ
バ恐ラク將來ハ大阪灣、或ハ横濱港、神戸
港以上ノ良港ニナルモノデアルト云フヤウ
ナコトヲ承ルヤウナ状態ニナッタノデアリ
マス、而シテ政府當局ニ於カレマシテモ、
内務省ニ於テハ特ニ御調査下サイマシテ、
其意外ナル良港デアアルコトニ付テ、非常ナ
ル賞讃ヲ頂戴シテ居ルヤウナ始末ナノデゴ
ザイマス、斯ウ云フヤウナ狀況デアリマス
ルカラシテ、昨年一箇年間ニ海產物其他、
或ハ磐城セメント會社ヨリ大連ヘ送りマシ
タ「セメント」ガ四千七百噸、北鮮雄基港揚
ガ二千噸、其他様々ノ物ガ出マシテ、殆ド
五十萬噸以上ノ貨物ガ海外ニ出ルヤウニ
ナッタノデアリマスガ、尙ホ此上ニ若シモ

是ガ開港ト云フコトニナリマシテ、非常ナ便宜ガ與ヘラレルコトニナルナラバ、從來支那地方ニ輸出シテ居リマス所ノ罐詰或ハ錫、或ハ乾鮑等モ亦此八戸港ヨリ輸出サレルモノト固ク信ジテ居リマスルガ、如何セン、其設備ガ出來テ居ラヌ爲ニ、外國カラ參リマス船舶ガ八戸港カラ物ヲ持ッテ行キマス時ニハ、更ニ何處カノ開港場ニ寄ッテ、

カ、若シアレバ其程度ハドノ邊デアルカト云フコトヲ承ッテ見タイト思フノデアリマス

検査ヲ蒙ラネバ出來ナイト云フヤウナコトニナッテ居リマスノデ、非常ナ不便ヲ感ズルノデアリマス、昨年ニ於キマシテハ辛ウジテ函館地方ノ税關ノ官吏ガ參ラレマシテ、特別ナル便宜ヲ頂戴スルト云フヤウナ、狀況ニナッテ居ルノデアリマスルカラ、ドウゾ此際政府ニ於カレマシテハ、經費ハ多少掛ルト思ヒマスガ、國家貿易發展ノ爲ニハ

リマスト云フ關係モアリマシ、ソレカラ其設備モ矢張相當デナケレバナラヌト云フ點モアリマス、今幾ラ港ヲ開イテモ宜イデヤナイカト云フ、是モ一應ノ御意見デアルト思ヒマスガ、港ハ御承知ノ如ク餘リ澤山開キマシテ、色々ノ港ニ分散サセテ設備ヲスルト云フコトハ、國ノ經濟トシマシテハ矢張考ヘナケレバナラヌ點モアルガラウト

港シタイト云フ希望ヲ有ッテ居ルノデアリマス、八戸港ニ付キマシテハ將來ハ兎モ角現状ニ於テハ、今ノ規定デ出來得ル範圍ノ便宜ヲ圖ッテ、サウシテ此發展ト共ニ將來ノ推移ヲ見マシテ、開港シテモ宜イノデヤナイカト、斯ウ云フ考ヲ有ッテ居リマス

今マデ開キマシタモノデソレニ達シナイヤウナ港モナイノデゴザイマス、其規定ノ外何モゴザイマセヌ、又ドレダケアレバ開港スルカト申シマス、ソレハ先般來申シマシヤウニ、其地勢トカ、港ノ關係、將來ノ見込、其他ノ事ヲ色々考慮致シマスガ、ドレダケト云フ目安ハ有ッテ居リマセヌ

知レマセヌガ、斯ウ云フ結果モ起リマスシ、其他種々ノ狀況ヲ矢張考慮シテ見ナケレバナラヌト思ヒマス、經費ノ點モアリマスルガ、其他色々ノ點ヲ考慮シテ其態度ヲ決シナケレバナラヌト思フノデアリマス、八戸港モ現在ト致シマシテハ、外國貿易關係ノ船ハ比較的少イノデアリマスガ、今紹介議員ノ御話ニ依リマスト、相當出テ居ルト云フコトデアリマス、ソコデ一言言葉ヲ加ヘテ置キマスノハ、現在不開港デアリマシテモ、其港カラ出テ行ク貨物が相當纏リマス

場合ニハ、自ラ其處ニ不開港出入特許等ノ制度モアリマスシ、又先程一寸御話ニナリマシタ税關官吏ヲ派出シテ、特ニ便宜ヲ圖ルト云フコトモアリマス、ソレデ相當ニ外國貿易關係ガ盛ニナッタ所ヲ見テ、實ハ開

御採擇ニ御賛成アラソコトヲ、深ク御願スル次第デアリマス

○岡田委員 八戸港開港指定ニ關スル請願デアリマスルガ、本請願ハ至當ナル請願ト考ヘテ採擇シタイト考ヘマスガ、此場合、政府ニ於カレテモ此港ニ對スル御所見ガアラウト思ヒマス、伺ッテ特別ノ御異議ガナケレバ、採擇シタイト思ヒマスガ、一應御所見ヲ伺ヒタイト思ヒマス

開港ヲ致シタナラバ、相當ニ貨物ノ吞吐モアラウカト考ヘラルルノデアリマス、ドウカ此點ニ付キマシテ、政府ノ御意向ニハ十分追隨シテ行キマシテモ、參考トシテ、御熟考ヲ願ヒタイト思フノデアリマスガ、本員ハ此場合此地方ノ爲ニ採擇ヲ致シテ置キタイト思ヒマス、而シテ採擇致シマシタモノニ對シテ十分ニ御考慮ヲ願ッテ、速ニ其ノ實現ニナリ得ルヤウ、方針ヲ樹テラレンコトヲ希望シテ置キマス

○岡田委員 政府委員ニ一寸御伺シタイト思ヒマス、開港場ト云フモノハ、凡ソ物資ガドノ位ノ集散ガアレバ開港場ニ指定スルトカ云フコトノ内規デモアルノデアリマス

○飯田大藏書記官 此港ニ付キマシテハ只今紹介議員ヨリ御説明ニナリマシタヤウニ、相當良イ港デアリ、將來モ發達スルデアラウト思ッテ居リマス、併シ開港ヲ致ストシマスレバ、其處ニハ外國ノ船ガ自由ニ參

○藤井達也君 只今政府委員カラ御親切ナル御言葉ガアリマシタガ、洵ニ御尤ナコト

○田中委員 政府委員ニ一寸御伺シタイト

希望シテ置キマス

○藤井達也君 只今政府委員カラ御親切ナル御言葉ガアリマシタガ、洵ニ御尤ナコト

ト思フノデアリマス、地方ノ者トシテハ當然開港ニナルベキ資格ガアルト考ヘテ居リマスガ、又政府當局ノ御考ニ於テハ、此點ニ付テマダ考慮スベキ餘地ガアル、其前提トシテ或ハ特別ナル開港前ノ様々ナ方法ガアルト云フ御話モアリマシタカラ、ドウゾ此點モ亦御考慮下サイマシテ、地方ノ者ガ開港ニ立至リマスル前ニ於テ、政府當局ノ御援助ヲ乞フ場合ガアリマシタナラバ、特別ノ御考慮ヲ拂ッテ戴キタイト云フコトヲ、此際御願スル次第デアリマス

○岡田委員 採擇ヲ希望致シマス

○野方主査 岡田君ノ御意見ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○野方主査 採擇ト決定致シマシタ——日程ハ全部議了致シマシタ、次會ハ公報ヲ以テ御通知ヲ致シマス、本日ハ是デ散會致シマス

午後零時四十六分散會

昭和九年二月五日印刷

昭和九年二月六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局